平成２２年（フ）第５６０号
埼玉県春日部市藤塚249番地24
破産者　千葉　一大
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３９号
新潟市西蒲区間瀬7847番地１
破産者　豊島　和子
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８２号
金沢市大野町４丁目甲18番地
破産者　松下建築工房こと　松下　　悟
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１７０５号
津市高茶屋小森町字向山1988番地１　サウスサイド101号、外国人登録原票上の居住地京都市西京区下津林佃８番地１
破産者　松山昌敬こと　張　　正鋪
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０４号
兵庫県赤穂郡上郡町船坂443番地１、従前の住所兵庫県赤穂郡上郡町山野里2364番地１　ハイツカメリア803号
破産者　平岡　慎介
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７４４号
兵庫県加古郡稲美町六分一1181番地の23
破産者　上村　信二
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３８９号
山口県下関市彦島弟子待東町１番11号
破産者　圓川　憲夫
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２１９１号
福岡市早良区田隈３丁目21番１号
破産者　平湯　　厚
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５０８号
千葉県柏市豊住３丁目１番７―116号、開始決定時の住所福岡市南区柳河内２丁目６番８―201号
破産者　高瀬恵美子（旧姓中島）
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０５０号
福岡市早良区原団地57番108号、旧住所福岡市早良区原３丁目６番９―202号
破産者　上岡　常良
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６５０号
札幌市西区八軒６条東１丁目５番15号
破産者　大田　利彦
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８２５号
札幌市白石区本郷通５丁目南２番７号、住民票上の住所札幌市白石区中央３条５丁目４番30号
破産者　豊村　光洋
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４１号
秋田市八橋新川向８番13号
破産者　千葉　憲佑
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４１号
秋田市千秋矢留町９番25号　ファミリーエスペロー７号、前住所秋田市大町四丁目４番17号　ホーユウパレス大町1103号
破産者　佐々木咲子
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８４号
秋田市八橋三和町10番18号
破産者　川井　正克
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９４号
秋田市東通観音前４番８号、住民票上の住所秋田県大仙市協和小種字堤ケ沢22番地24
破産者　加藤　　成
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１４号
秋田県潟上市天王字上北野56番地11
破産者　柴田　照子
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１７号
秋田市外旭川字梶ノ目347番地１
破産者　小野　敏一
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２４号
秋田県男鹿市船越字根木330番地　諸産堤団地69―１―８
破産者　夏井麻里子
1　決定年月日　平成23年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部